

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年1月25日
【発行者名】	株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメント
【代表者の役職氏名】	代表取締役 岡野 大
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 東京虎ノ門グローバルスクエア
【事務連絡者氏名】	北野 記実
【電話番号】	03-6810-7856
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバル債券ポートフォリオ（Ｂ）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

（１） 【ファンドの名称】

グローバル債券ポートフォリオ（Ｂ）（以下、「当ファンド」といいます。）

（２） 【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメント（以下「委託会社」という場合があります。）を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）に基づく、契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。なお、委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３） 【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

（４） 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、当ファンドの基準価額については、「（８）申込取扱場所」の照会先までお問合せください。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た１口当たりの額で、便宜上、１万口単位で表示される場合があります。

（５） 【申込手数料】

ありません。

（６） 【申込単位】

委託会社（販売会社）が別途定める単位とし、詳細については、「（８）申込取扱場所」の照会先までお問合せください。

ただし、収益分配金を再投資する場合には、１口単位とします。

（７） 【申込期間】

2022年1月26日から2022年7月25日まで

申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８） 【申込取扱場所】

下記の委託会社（販売会社）の照会先までお問合せください。

<委託会社（販売会社）>

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

電話番号 03-6810-7856（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <https://susten.jp/>

委託会社である株式会社sustenキャピタル・マネジメントは当ファンドの販売会社としての役割を兼ねています。

（９） 【払込期日】

取得申込者は、申込代金を委託会社（販売会社）が指定する期日までに支払うものとします。

申込にかかる発行価額の総額は、委託会社（販売会社）によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払い込まれます。

詳細については、「（８）申込取扱場所」の照会先までお問合せください。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの委託会社（販売会社）にお支払いください。

詳細については、「（８）申込取扱場所」の照会先までお問合せください。

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

当ファンドは、投資者と株式会社sustenキャピタル・マネジメントが締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。

当ファンドの取得には、株式会社sustenキャピタル・マネジメントと投資一任契約に基づいて資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。

ただし、委託会社が、一般社団法人投資信託協会「正会員の業務運営等に関する規則」（第6条の2第1項各号に掲げる事由）に基づき、当ファンドの取得を行う場合を除きます。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

（1） 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主として国内外の上場投資信託受益証券（ETF）への投資を通じて、実質的に日本を含む先進国の国債・政府機関債・社債等に投資し、また、外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行うことにより、長期的に日本を含む先進国の投資適格債券市場全体（対円での為替ヘッジベース）の値動きに概ね連動する投資成果の獲得を目指して運用を行います。

投資適格債券とは、信用力が高く、第三者の格付け機関より一定の評価を得ている債券のことを指します。

信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社との合意により当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの基本的性格は、以下の一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分をご参照ください。当ファンドが該当する項目を網掛け表示しています。

商品分類表

単位型 ・ 追加型投信の別	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉となる資産）
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信		不動産投信
	内 外	その他資産
		資産複合

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内 外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債 券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル（日本を含む） 日本		
債券 一般	年2回	北米		
公債	年4回	欧州	ファミリー ファンド	あり (フルヘッ ジ)
社債	年6回 (隔月)	アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他債券 クレジット属性		オセアニア		
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米		
その他資産（投資信託 受益証券（債券））	日々	アフリカ		
資産複合	その他	中近東（中東）		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

該当する属性区分の定義について

その他資産（投資信託 受益証券（債券））	投資信託受益証券への投資を通じて、国内外の債券へ実質的に分散投資するものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。このため、「組入れている資産そのもの」を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託受益証券（債券）））と「収益の源泉となる資産」を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください（<https://www.toushin.or.jp/>）。

ファンドの特色

（イ）長期的に日本を含む先進国の投資適格債券市場全体（対円での為替ヘッジベース）の値動きに概ね連動する投資成果の獲得を目指して運用を行います。

（ロ）主として国内外の上場投資信託受益証券（ETF）への投資を通じて、実質的に日本を含む先進国の国債・政府機関債・社債等に投資します。

投資対象とする投資信託受益証券については、＜投資対象の投資信託受益証券候補一覧＞をご覧ください。なお、投資対象の投資信託受益証券は、今後変更となる場合があります。

（ハ）国内外の上場投資信託受益証券（ETF）への投資を通じて、実質的に保有する主要外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。

対円での為替ヘッジにより、為替変動による影響（為替変動リスク）は低減されますが、その影響を完全に排除できるものではありません。また、ヘッジ対象通貨と日本円の短期金利の差により為替ヘッジコストが生じる場合があります。

＜投資対象の投資信託受益証券候補一覧＞

資産	銘柄	主要投資対象	ベンチマーク	総経費率 （年率）
債券	iシェアーズ・コア米国総合債券市場 ETF	米国投資 適格債券	Bloomberg US Aggregate Bond Index	0.04%
債券	バンガード・トータル・インターナショナル債券 ETF	先進国債券 （除く米国）	Bloomberg Global Aggregate ex-USD Float Adjusted RIC Capped Index（USD Hedged）	0.08%
債券	バンガード・トータル債券市場ETF	米国投資 適格債券	Bloomberg U.S. Aggregate Float Adjusted Index	0.035%
債券	iシェアーズ 米国国債20年超ETF	米国長期国債	ICE U.S. Treasury 20+ Year Bond Index	0.15%
債券	iシェアーズ 米国物価連動国債 ETF	米国物価 連動国債	Bloomberg U.S. Treasury Inflation Protected Securities Index	0.19%
債券	iシェアーズ 米国短期国債ETF	米国短期国債	ICE U.S. Treasury Short Bond Index	0.15%

上記は、2021年10月末現在における投資対象とする投資信託受益証券であり、同時点のデータを基に作成しています。

投資対象とする投資信託受益証券は、今後変更となる場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2020年10月9日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社（株式会社sustenキャピタル・マネジメント）

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

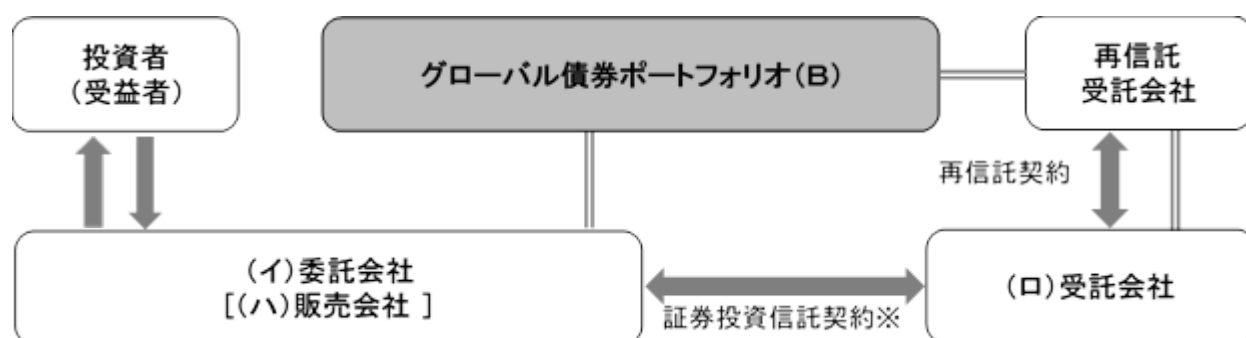
（ロ）受託会社（みずほ信託銀行株式会社、再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管および管理等を行います。

(ハ) 販売会社

委託会社である株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメントが販売会社としての役割を兼ねており、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

なお、当ファンドは、投資者と株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメントが締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。当ファンドの取得には、株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメントと投資一任契約に基づいて資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。ただし、委託会社が、一般社団法人投資信託協会「正会員の業務運営等に関する規則」（第6条の2第1項各号に掲げる事由）に基づき、当ファンドの取得を行う場合を除きます。

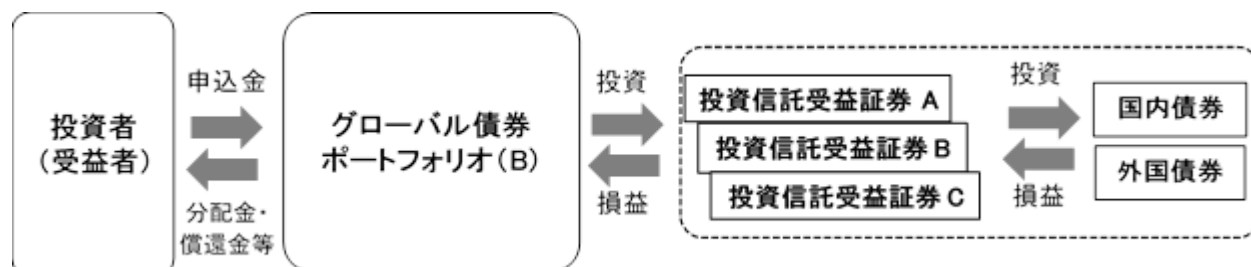


証券投資信託契約の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しています。当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象ならびに委託会社、受託会社および受益者の権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等を規定したものです。

<当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。>

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の投資信託受益証券への投資を通じて、実質的に株式や債券等に投資する仕組みです。なお、ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人投資信託協会が定める規則「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。



委託会社の概況

(イ) 資本金の額

540百万円（2021年10月末現在）

(ロ) 委託会社の沿革

2019年7月4日 会社設立

2019年11月22日	資本金20百万円から61百万円に増資
2020年5月29日	資本金61百万円から220百万円に増資
2020年6月26日	金融商品取引業者登録（関東財務局長（金商）第3201号）
2021年4月30日	資本金220百万円から430百万円に増資
2021年6月25日	資本金430百万円から540百万円に増資

（ハ）大株主の状況（2021年10月末現在）

株主名称	住所	所有株数	比率
岡野 大	東京都世田谷区	1,250,000株	29.6%
山口 雅史	東京都中央区	900,000株	21.3%

2 【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

当ファンドは、主として国内外の上場投資信託受益証券（ETF）への投資を通じて、実質的に日本を含む先進国の国債・政府機関債・社債等に投資し、また、外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行うことにより、長期的に日本を含む先進国の投資適格債券市場全体（対円での為替ヘッジベース）の値動きに概ね連動する投資成果の獲得を目指して運用を行います。

投資態度

- （イ）国内外の上場投資信託受益証券（ETF）への投資を通じて、実質的に日本を含む先進国の国債・政府機関債・社債等に投資し、また、外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行うことにより、長期的に日本を含む先進国の投資適格債券市場全体（対円での為替ヘッジベース）の値動きに概ね連動する投資成果の獲得を目指して運用を行います。
- （ロ）投資環境等により、実質的な投資対象を米国の国債・政府機関債・社債等のみに絞り込む場合があります。
- （ハ）外貨建資産については、対円での為替変動リスクを低減する目的で原則として為替ヘッジを行います。
- （ニ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

国内外の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場している投資信託受益証券（ETF）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- （イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - A）有価証券
 - B）デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款に定めるものに限ります。）に係る権利

- C) 約束手形
- D) 金銭債権
- (ロ) 次に掲げる特定資産以外の資産
- A) 為替手形

有価証券の運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (イ) 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債および一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。）
- (ロ) コマーシャル・ペーパー
- (ハ) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (ニ) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (ホ) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (ヘ) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、(イ)および(ホ)の証券のうち投資法人債券、ならびに(ハ)の証券または証書のうち(イ)の証券の性質を有するものを以下「社債」といい、(ニ)の証券および(ホ)の証券（新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

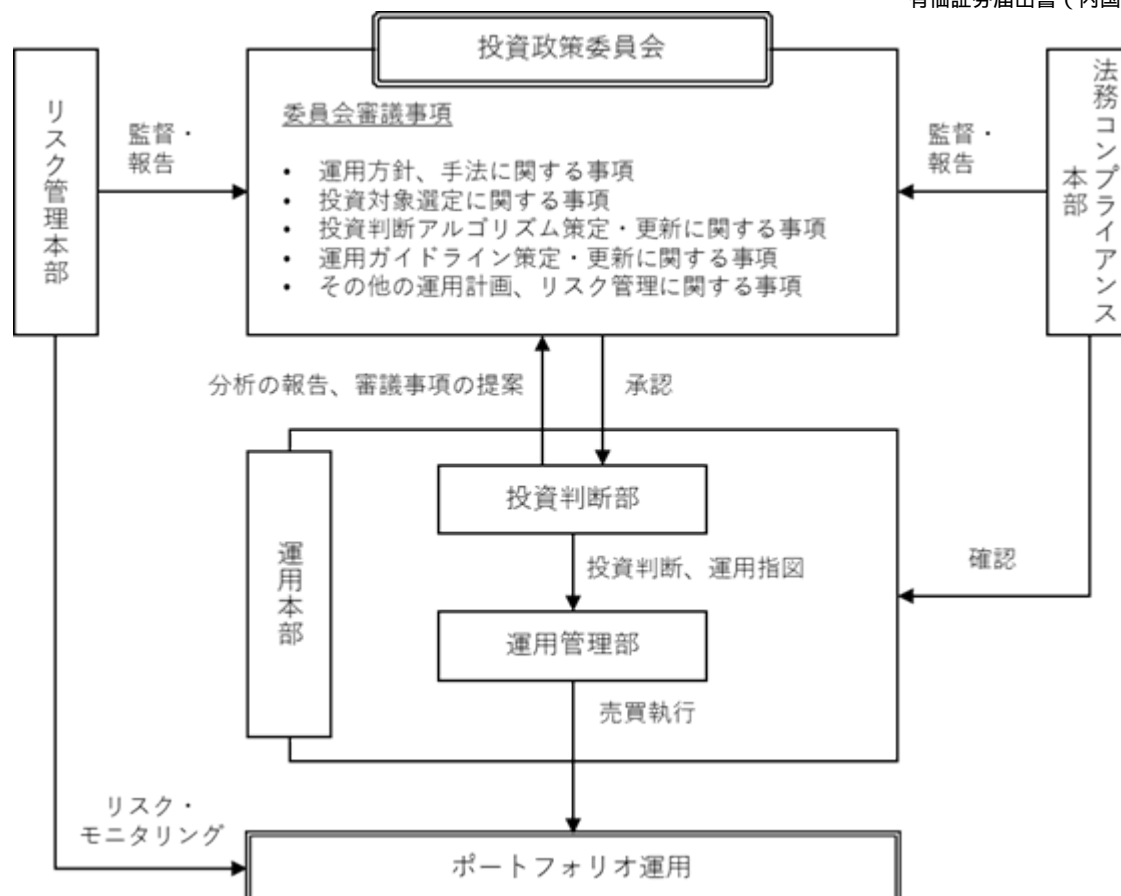
- (イ) 預金
- (ロ) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (ハ) コール・ローン
- (ニ) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

体制

当ファンドの運用体制は次の通りです。



構成及び機能

当ファンドの運用体制を構成する委員会及び各部の機能は次の通りです。

【投資政策委員会】

- ・最高投資責任者を委員長とし、代表取締役、リスク管理本部長及び法務コンプライアンス本部長により構成されます。
- ・当ファンドの運用方針に関する事項等を審議する他、リスク管理及びコンプライアンスの観点から日々の運用業務全体の検証も行います。
- ・原則として毎月開催される他、随時必要に応じて開催されます。

【リスク管理本部】

- ・運用本部から独立した立場で、運用本部が管理するポートフォリオのリスクについて、予め定められた方針の通り運用されているかを監視します。
- ・投資運用に係るリスクに関して異常や問題を発見した場合、速やかに運用本部、最高経営責任者及び法務コンプライアンス本部に報告し、関係部署と協力して対応策を策定します。

【運用本部 投資判断部】

- ・クオンツ運用の改良のために必要なリサーチ業務を行います。
- ・運用モデル及びアルゴリズムの開発、研究を行います。
- ・投資政策委員会によって承認された運用方針等に基づき、クオンツ運用によるファンドの運用指図を行い、ポートフォリオの運用リスクを管理します。

【運用本部 運用管理部】

- ・投資判断部により作成された注文に従い、最良執行方針に基づき売買を執行します。

上記の体制は、2021年10月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

（４）【配分方針】

収益配分方針

毎決算時（原則として毎年10月25日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

（イ）分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

（ロ）分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないことがあります。

（ハ）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、運用の基本方針に則した運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配方式

（イ）信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

A）信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

B）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

諸経費とは、信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用に係る消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表等の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息をいいます。

（ロ）毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

（５）【投資制限】

＜投資信託約款に定める主な投資制限＞

国内外の金融商品取引所に上場している投資信託受益証券（ETF）の投資割合（日本を含む先進国の国債・政府機関債・社債等の実質投資割合）には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に

対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

有価証券指標先物取引の運用指図

委託会社は、上場投資信託を組入れた場合において、当該上場投資信託の市場価格とこの投資信託の基準価額との乖離を防止するための当該上場投資信託の連動対象指標（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第19条第2項に規定する連動対象指標をいう。）に係る有価証券指標先物取引（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第14条第6号に規定する有価証券指標先物取引をいう。）を行うことの指図をすることができます。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款に定めるものに限りません。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図

- （イ）委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- （ロ）委託会社は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- （ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- （ニ）借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< 関係法令で定める投資制限 >

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることと

なる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドは、主に価格変動のある有価証券等（外貨建資産の場合は為替変動も含まれます。）に投資しますので、以下に掲げる要因等により基準価額が変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

以下は当ファンドの主なリスクおよび留意点であり、これらに限定されるものではありませんのでご注意ください。

金利変動リスク

当ファンドは、投資信託受益証券への投資を通じて、実質的には国内外の公社債等に投資するため、金利変動リスクを伴います。一般に、公社債等の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します（価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。したがって、金利が上昇した場合、保有する投資信託受益証券の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

当ファンドは、投資信託受益証券への投資を通じて、実質的には国内外の公社債等に投資するため、公社債等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、信用状況によって変動し、特に発行体が財政難や経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、公社債等の価格は大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。したがって、このような状態が生じた場合には、保有する投資信託受益証券の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

当ファンドは、保有する外貨建資産について、原則として対円で為替ヘッジを行います。が、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストがかかります。ヘッジコストとは、為替ヘッジに伴う経費を指し、一般的に日本（円）と投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利差に相当します。日本（円）よりも投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利が高い場合、この金利差分が収益の低下要因となります。

流動性リスク

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなる場合があります。これにより、基準価額にマイナスに影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

カントリーリスク

当ファンドは、投資信託受益証券を通じて実質的には国内外の公社債等を投資対象とします。実質的な投資対象国の政治や経済情勢等の変化により金融市場・証券市場が混乱して、投資した資金の回収が困難になることや、投資した投資信託受益証券の価格が大きく変動する可能性があります。

収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

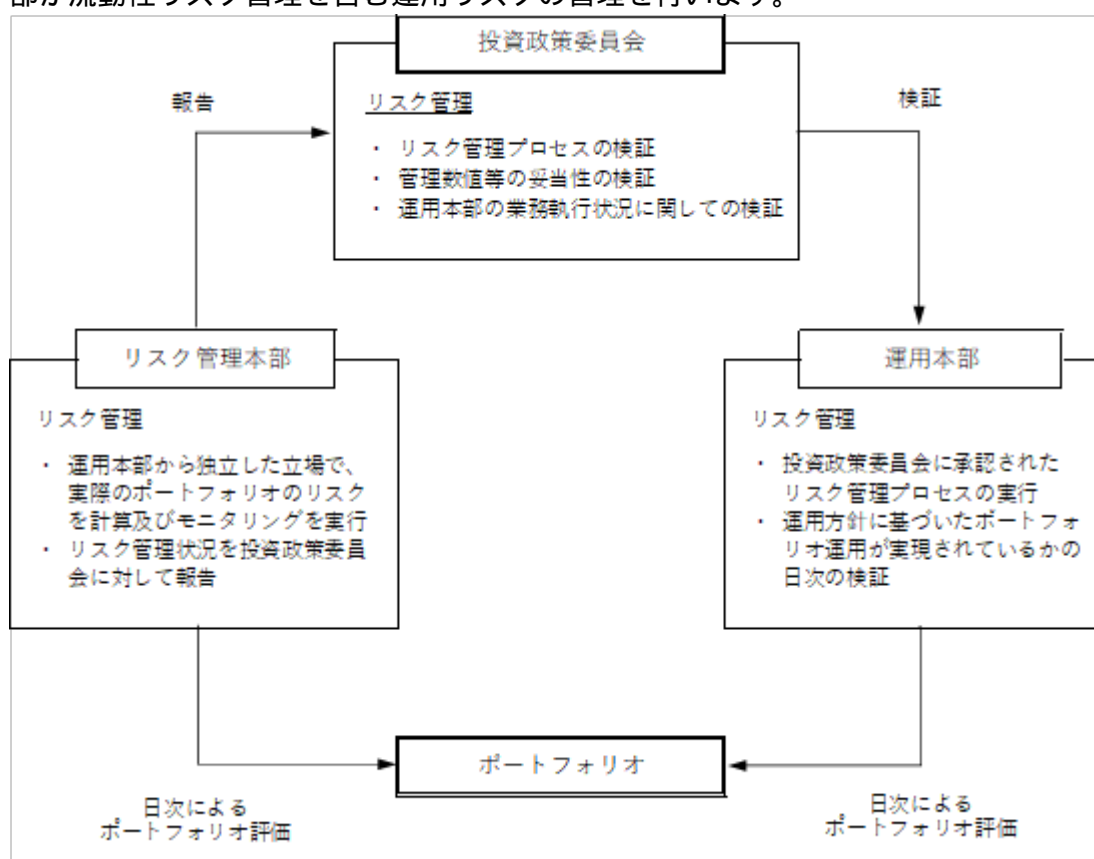
収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額（取得元本）によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（２）投資リスクに対する管理体制

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は次の通りです。

委託会社では、投資運用に関する社内規程等に基づき、運用本部から独立したリスク管理本部が流動性リスク管理を含む運用リスクの管理を行います。



上記の体制は、2021年10月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

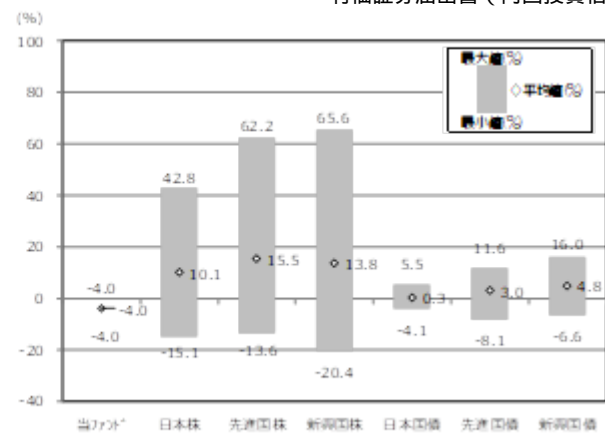
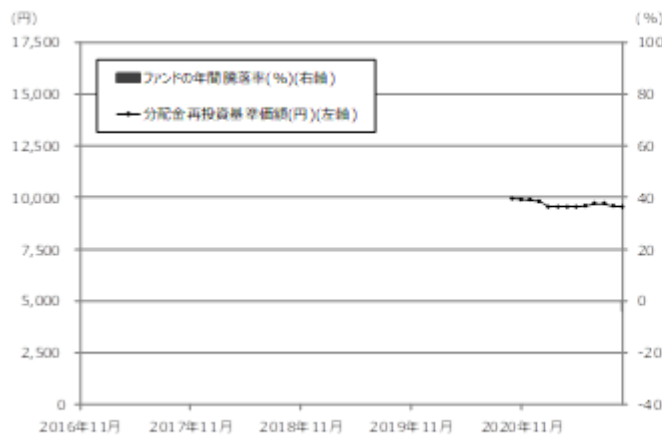
参考情報

<当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>

（2016年11月～2021年10月）

<当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較>

（2016年11月～2021年10月）



- 当ファンドは設定日が2020年10月9日のため、分配金再投資基準価額は2020年10月末以降のデータ、ファンドの年間騰落率は設定1年後の2021年10月末以降の各月末における直近1年間のデータを表示しています。
- 分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

- 当ファンドと代表的な資産クラスの過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値について、定量的に比較できるように作成したものです。
ただし、当ファンドは設定日が2020年10月9日のため、設定1年後の2021年10月末以降のデータを使用しています。
- 代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円ベースの指数を採用しています。
- 代表的な資産クラスを表す指数については、「代表的な資産クラスを表す指数の詳細」にてご確認ください。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスを表す指数の詳細

日本株：	Morningstar日本株式指数（税引前配当込み、円ベース）
先進国株：	Morningstar先進国株式指数（除く日本、税引前配当込み、円ベース）
新興国株：	Morningstar新興国株式指数（税引前配当込み、円ベース）
日本国債：	Morningstar日本国債指数（税引前利子込み、円ベース）
先進国債：	Morningstarグローバル国債指数（除く日本、税引前利子込み、円ベース）
新興国債：	Morningstar新興国ソブリン債指数（税引前利子込み、円ベース）

- （注1）Morningstar日本株式指数（税引前配当込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前配当込み株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
- （注2）Morningstar先進国株式指数（除く日本、税引前配当込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前配当込み株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。なお、対円での為替変動リスクに対するヘッジをしていない指数です。
- （注3）Morningstar新興国株式指数（税引前配当込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前配当込み株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。なお、対円での為替変動リスクに対するヘッジをしていない指数です。
- （注4）Morningstar日本国債指数（税引前利子込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前利子込み債券指数で、日本の国債で構成されています。
- （注5）Morningstarグローバル国債指数（除く日本、税引前利子込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前利子込み債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。なお、対円での為替変動リスクに対するヘッジをしていない指数です。
- （注6）Morningstar新興国ソブリン債指数（税引前利子込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前利子込み債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。なお、対円での為替変動リスクに対するヘッジをしていない指数です。

<注意事項および免責事項>

グローバル債券ポートフォリオ（Ｂ）（以下「当ファンド」といいます。）は、Morningstar, Inc.又はイボットソン・アソシエーツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.の関連会社（以下、これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」といいます。）が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または一般的な内外の株式・債券・REIT市場の騰落率と連動するMorningstarインデックスの能力について、当ファンドの所有者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメント（以下「委託会社」といいます。）とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarのインデックス（以下「Morningstarインデックス」といいます。）の使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害（逸失利益を含む）について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

４ 【手数料等及び税金】**（１）【申込手数料】**

ありません。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの日々の純資産総額に年率0.022％（税抜0.02％）の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

信託報酬の各支払先への配分は、以下の通りで、委託会社および販売会社は、当ファンドから信託報酬を収受しません。

< 信託報酬率の内訳 >

支払先	信託報酬率	役務の内容
委託会社	—	ファンドの運用、基準価額の計算、目論見書作成等
販売会社	—	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年率0.022％ （税抜0.02％）	信託財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等

上記の他に当ファンドが投資対象とする投資信託受益証券において、別途、運用管理費用がかかります。

したがって、当ファンドの信託報酬率と投資対象とする投資信託受益証券の想定配分に基づく加重平均の総経費率（運用管理経費率およびその他経費率）を合わせた実質的な信託報酬率は、当ファンドの純資産総額に対して年率0.0795%程度（税込概算値）、年率0.0775%程度（税抜概算値）となります。

なお、当ファンドは、投資信託受益証券の配分比率を変動することや異なる総経費率の投資信託受益証券を投資対象に追加することがありますので、実質的な信託報酬率は変動することがあります。

（４）【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用に係る消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表等の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

組入有価証券等の売買の際に発生する証券会社等に支払われる手数料・税金、組入有価証券を外国で保管する場合、外国の保管機関に支払われる諸費用等は、受益者の負担として、信託財産中から支弁します。

上記の「その他の手数料等」は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、運用状況等により変動するものであったり、また、発生時・請求時にはじめて具体的な金額を認識するものであったりすることから、あらかじめ料率、上限額および計算方法を具体的に記載することができません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

（ロ）換金（解約）時および償還時

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益。

（ハ）損益通算について

解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を

含みます。))の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、2021年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照ください。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5 【運用状況】

（１）【投資状況】

（2021年10月末日現在）

資産の種類		時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		166,370,048	83.78
	内 アメリカ	166,370,048	83.78
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		32,208,743	16.22
純資産総額		198,578,791	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価及び比率は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（２）【投資資産】**【投資有価証券の主要銘柄】**

（2021年10月末日現在）

	銘柄名	国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	投資 比率
1	VANGUARD TOTAL BOND MARKET ETF	アメリカ	投資信託受 益証券	8,595	9,656.26	9,702.87	42.00%
					82,995,610	83,396,177	
2	VANGUARD TOTAL INTERNATIONAL BOND ETF	アメリカ	投資信託受 益証券	12,840	6,440.54	6,462.13	41.78%
					82,696,561	82,973,871	

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

（2021年10月末日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	83.78
合 計（対純資産総額比）	83.78

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**【純資産の推移】**

2021年10月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	1口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
設定時 （2020年10月9日）	10,000,000	-	1.0000	-
第1計算期間末日 （2021年10月25日）	195,354,233	195,354,233	0.9516	0.9516
2020年10月末日	9,943,028	-	0.9943	-
11月末日	34,821,354	-	0.9909	-
12月末日	34,769,532	-	0.9887	-
2021年1月末日	34,600,555	-	0.9805	-
2月末日	55,079,541	-	0.9547	-
3月末日	89,761,259	-	0.9538	-
4月末日	102,242,421	-	0.9544	-
5月末日	116,378,634	-	0.9546	-
6月末日	131,494,858	-	0.9583	-
7月末日	156,754,551	-	0.9693	-
8月末日	167,369,098	-	0.9691	-
9月末日	182,909,308	-	0.9568	-
10月末日	198,578,791	-	0.9548	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金（円）
--	-------------

第1計算期間	0.0000
--------	--------

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	4.8

（注）収益率は各計算期間における騰落率です。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	342,030,994	136,744,143	205,286,851

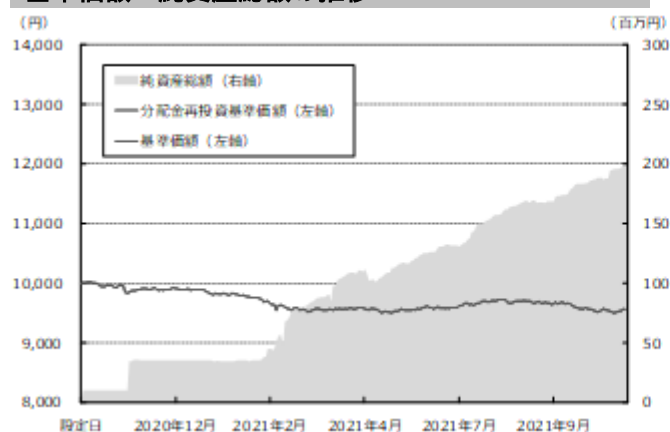
（注）第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

参考情報

3. 運用実績

基準日：2021年10月29日

基準価額・純資産総額の推移



分配の推移（税引前）

2021年10月	0 円
設定来累計	0 円

※分配金は1万口当たりです。

基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の1万口当たりの価額です。

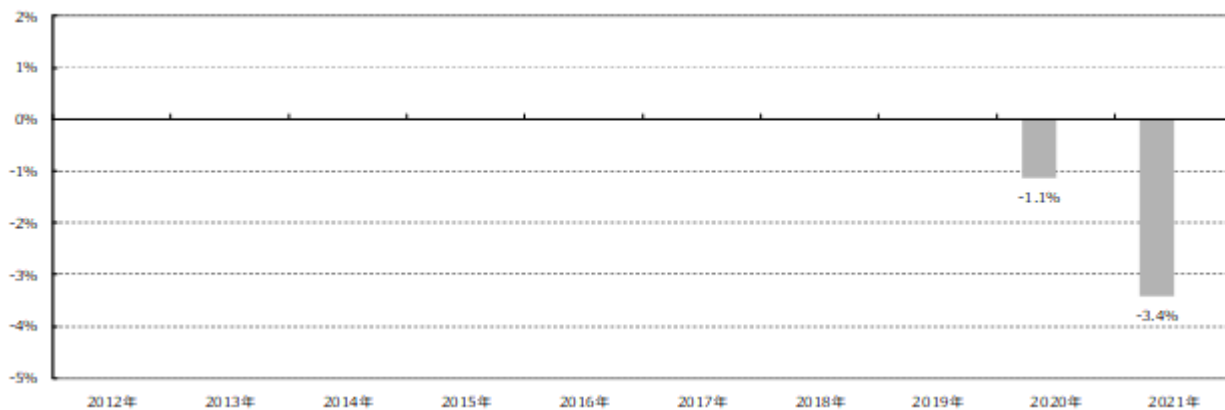
分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものとみなして計算しています。

主要な資産の状況

資産別構成		組入れ銘柄			
資産の種類	投資比率(%)		銘柄名	種類	国/地域 投資比率(%)
投資信託受益証券	83.8	1	VANGUARD TOTAL BOND MARKET ETF	投資信託受益証券	アメリカ 42.0
短期金融資産等	16.2	2	VANGUARD TOTAL INTERNATIONAL BOND ETF	投資信託受益証券	アメリカ 41.8

投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する比率です。
表示桁未満の数値は四捨五入しています。

年間収益率の推移（暦年ベース）



当ファンドの収益率は、分配金（税引前）を再投資したものとみなして計算しています。
 2020年は設定日から年末までの収益率、2021年は年初から基準日までの収益率を表示しています。
 当ファンドにベンチマークはありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
 上記は過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

（1）申込（販売）方法

取得申込みは、委託会社（販売会社）が原則として毎営業日受付けますが、受付時限は販売会社としての役割を兼ねている委託会社が一般社団法人投資信託協会規則に準じて定めます。

取得申込日が、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合には、原則として受益権の取得申込みに応じないものとします。ただし、収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに決済機能の障害や停止等）が発生したときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

（2）申込（販売）単位

委託会社（販売会社）が定める単位（当初元本1口＝1円）

ただし、収益分配金（税引後）の再投資にかかる取得申込については、1口単位とします。

（3）申込（販売）価額

取得申込み受付日の翌営業日の基準価額

（4）申込（販売）手数料

ありません。

（5）申込（販売）代金

取得申込み受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額

（6）申込（販売）代金の受渡日

委託会社（販売会社）が定める期日

2 【換金（解約）手続等】

（１）換金（解約）方法

換金（解約）請求は、委託会社（販売会社）が原則として毎営業日受け付けますが、受付期限は販売会社としての役割を兼ねている委託会社が一般社団法人投資信託協会規則に準じて定めます。

換金（解約）請求日が、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合には、原則として受益権の換金（解約）請求に応じないものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに決済機能の障害や停止等）が発生したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

（２）換金（解約）単位

委託会社（販売会社）が定める単位

（３）換金（解約）価額

換金（解約）請求受付日の翌営業日の基準価額

（４）換金（解約）手数料

ありません。

（５）換金（解約）代金

換金（解約）請求受付日の翌営業日の解約価額に申込口数を乗じて得た額

（６）換金（解約）代金の受渡日

委託会社（販売会社）は、原則として換金（解約）請求受付日より起算して4営業日目から受益者に支払います。

換金（解約）手続等については、下記の委託会社（販売会社）の照会先までお問合せください。

< 委託会社（販売会社） >

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

電話番号 03-6810-7856（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <https://susten.jp/>

委託会社である株式会社sustenキャピタル・マネジメントは当ファンドの販売会社としての役割を兼ねています。

3 【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの額で、便宜上、1万口単位で表示される場合があります。

主な投資対象の評価方法

（イ）金融商品取引所に上場している投資信託受益証券（ETF）

原則として、金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

（ロ）外貨建資産

外貨建資産の円換算については、原則として、計算日の対顧客直物電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則として、計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額の算出頻度

委託会社において毎営業日に算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、下記の委託会社の照会先までお問合せください。

< 委託会社（販売会社） >

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

電話番号 03-6810-7856（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <https://susten.jp/>

（２）【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関して該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、信託契約締結日である2020年10月9日から無期限とします。ただし、投資信託約款の規定により、信託期間の途中で償還する場合があります。

（４）【計算期間】

原則として毎年10月26日から翌年10月25日までとします。

なお、計算期間終了日が休業日のときは翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

償還条件等（信託契約の終了）

（イ）委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、前項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- (ハ) 書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) (ロ) から (ニ) までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合にあって、上記 (ロ) から (ニ) までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- (ヘ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ト) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (チ) 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託契約は、下記 (ロ) に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (リ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社もしくは受益者が裁判所に受託会社の解任を申立て裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できない場合は、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたは当ファンドと他の信託との併合（投資信託法第16条第2号に規定する「委託会社指図型投資信託の併合」）をいいます。以下、同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。なお、この投資信託約款は、(イ) から (ト) に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ロ) 委託会社は、(イ) の事項（(イ) の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、(イ) の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ハ) (ロ) の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、(ハ) において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) (ロ) の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

（ヘ）（ロ）から（ホ）までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

（ト）（イ）から（ヘ）までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託法第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

当ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

（イ）他の受益者の氏名または名称および住所

（ロ）他の受益者が有する受益権の内容

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://susten.jp/>

なお、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

毎決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページにおいて開示します。交付運用報告書は、原則として委託会社（販売会社）を通じて知れている受益者に対して交付します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利及び権利行使の手続は以下の通りです。

（１）収益分配金の受領権

受益者は、収益分配金を持分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社（委託会社）において、受益者に支払われます。

ただし、受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（２）償還金の受領権

受益者は、償還金を持分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社（委託会社）において、受益者に支払います。

ただし、受益者が償還金支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）内国投資信託受益証券の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部換金（解約）の請求をする権利を有します。

なお、換金には制限があります。詳細については、「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

（４）帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（2020年10月9日から2021年10月25日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

グローバル債券ポートフォリオ（B）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 2021年10月25日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	3,766,576
コール・ローン	32,833,486
投資信託受益証券	165,765,055
派生商品評価勘定	815,567
流動資産合計	203,180,684
資産合計	203,180,684
負債の部	
流動負債	
未払金	6,793,910
未払解約金	542,157
未払受託者報酬	17,384
その他未払費用	473,000
流動負債合計	7,826,451
負債合計	7,826,451
純資産の部	
元本等	
元本	205,286,851
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,932,618
（分配準備積立金）	103,347
元本等合計	195,354,233
純資産合計	195,354,233
負債純資産合計	203,180,684

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	第1期 2020年10月9日 2021年10月25日
営業収益		
受取配当金		1,200,979
受取利息		59
有価証券売買等損益		2,356,279
為替差損益		620,803
営業収益合計		1,776,044
営業費用		
支払利息		5,840
受託者報酬		21,723
その他費用		1,064,970
営業費用合計		1,092,533
営業利益又は営業損失（　）		2,868,577
経常利益又は経常損失（　）		2,868,577
当期純利益又は当期純損失（　）		2,868,577
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（　）		789,061
期首剰余金又は期首欠損金（　）		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,261,120
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		4,261,120
剰余金減少額又は欠損金増加額		12,114,222
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		12,114,222
分配金		-
期末剰余金又は期末欠損金（　）		9,932,618

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	第1期 自 2020年10月9日 至 2021年10月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	第1期 2021年10月25日現在
1. 期首元本額	10,000,000円
期中追加設定元本額	332,030,994円
期中一部解約元本額	136,744,143円
2. 受益権の総数	205,286,851口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は9,932,618円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	第1期 自 2020年10月9日 至 2021年10月25日
1. その他費用	その他費用の内訳は、監査費用（946,000円）、保管費用（105,330円）、その他（13,640円）となっております。
2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（103,347円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（17,480円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は120,827円（1万口当たり5.89円）であります。分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期 自 2020年10月9日 至 2021年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門としてリスク管理本部が運用リスクの管理を行っており、異常・問題を認識した場合には、速やかに関係部署に報告及び連携して、対応できる体制をとっております。 また、リスク管理本部は、リスク管理状況について定期的に投資政策委員会に報告を行っており、投資政策委員会は、リスク管理等の観点から日々の運用業務全体の検証を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第1期 2021年10月25日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表上の金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 2021年10月25日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	2,215,459
合計	2,215,459

(デリバティブ取引に関する注記)

通貨関連

種類	第1期 2021年10月25日現在			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売 建	170,972,758	-	170,157,191	815,567
アメリカ・ドル	170,972,758	-	170,157,191	815,567
合計	170,972,758	-	170,157,191	815,567

（注） 時価の算定方法

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 換算において円未満の端数は切捨てております。
上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第1期 2021年10月25日現在
1口当たり純資産額	0.9516円
（1万口当たり純資産額）	(9,516円)

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄名	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカ・ドル	VANGUARD TOTAL BOND MARKET ETF	8,595.000	730,145.250	
		VANGUARD TOTAL INTERNATIONAL BOND ETF	12,840.000	727,514.400	
	アメリカ・ドル 小計		21,435.000	1,457,659.650 (165,765,055)	
投資信託受益証券 合計			21,435	165,765,055 (165,765,055)	
合計				165,765,055 (165,765,055)	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- （注）１． 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
- ２． 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- ３． 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率	有価証券の合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 2銘柄	84.85%	100%

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2021年10月末日現在）

資産総額	200,025,610円
負債総額	1,446,819円
純資産総額（ - ）	198,578,791円
発行済数量	207,989,822口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9548円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

受益権の譲渡

（イ）受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

（ロ）当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

（ハ）委託会社は、上記（イ）の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡制限及び譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項**受益権の再分割**

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部換金（解約）の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等（2021年10月末現在）

資本金の額	540百万円
発行する株式の総数	7,500,000株
発行済株式総数	4,225,852株

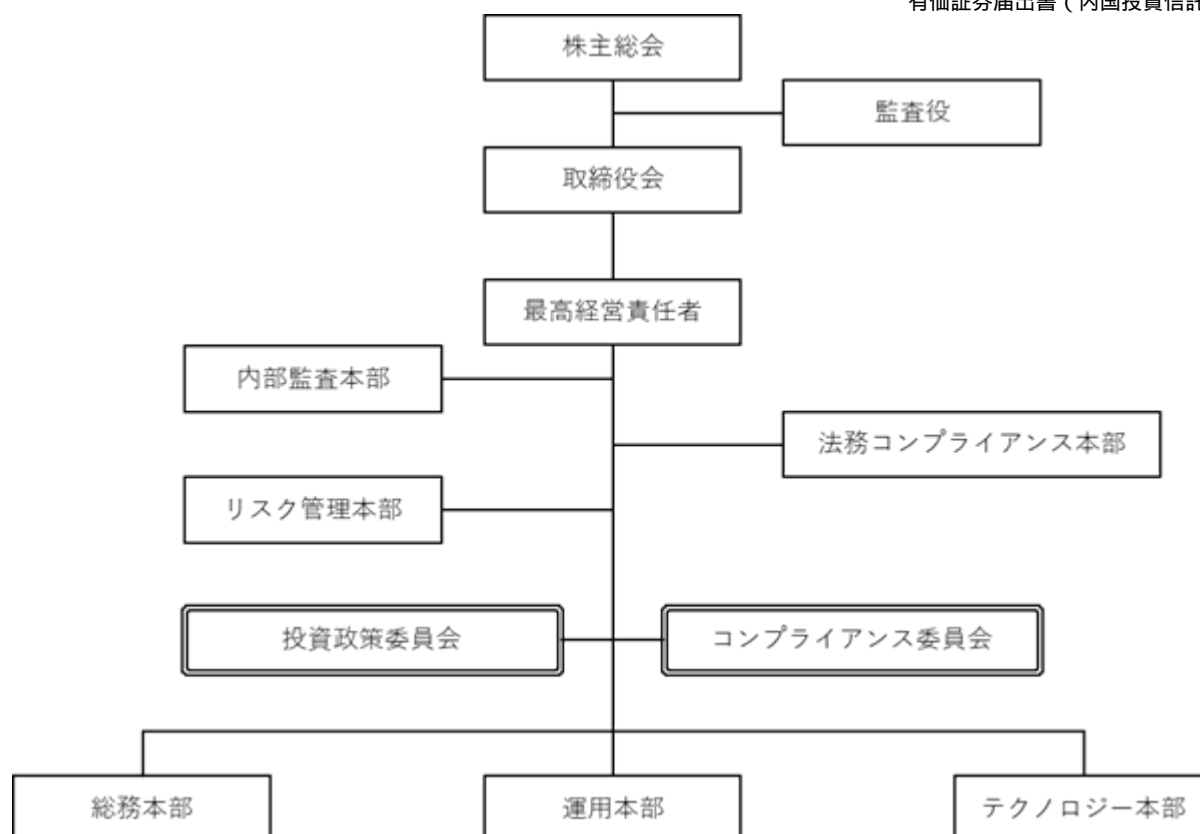
< 過去5年間ににおける資本金の額の増減 >

2019年11月22日	資本金20百万円から61百万円に増資
2020年5月29日	資本金61百万円から220百万円に増資
2021年4月30日	資本金220百万円から430百万円に増資
2021年6月25日	資本金430百万円から540百万円に増資

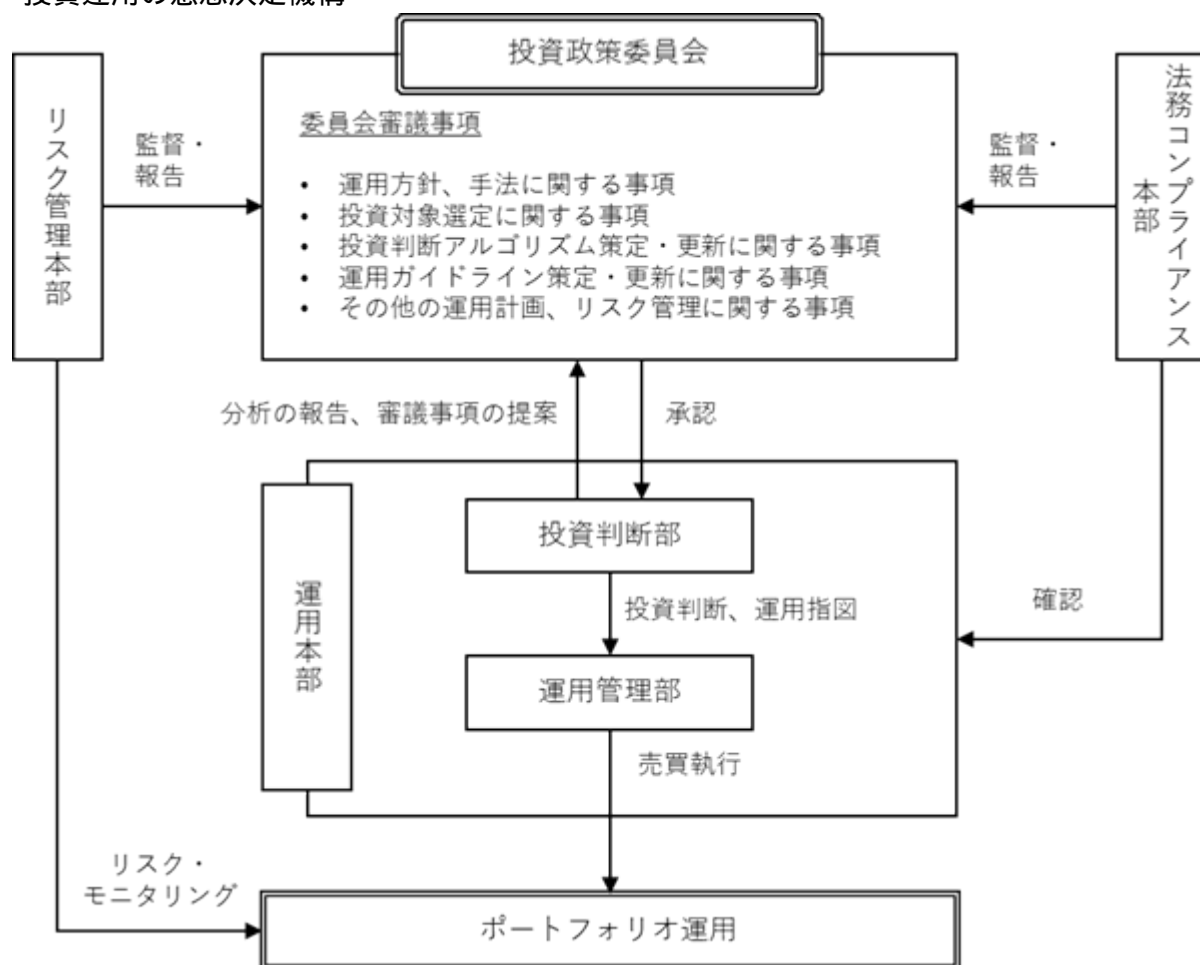
（２）委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社の最高意思決定機関として取締役会を設置します。取締役会を構成する取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任します。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、最高経営責任者並びに最高投資責任者を指名します。最高経営責任者は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。最高投資責任者は投資政策委員会の委員長を務め、当社が運用するポートフォリオの運用方針及び管理に対して指揮統括します。



投資運用の意思決定機構



【投資政策委員会】

- ・ 最高投資責任者を委員長とし、代表取締役、リスク管理本部長及び法務コンプライアンス本部長により構成されます。

- ・当ファンドの運用方針に関する事項等を審議する他、リスク管理及びコンプライアンスの観点から日々の運用業務全体の検証も行います。
- ・原則として毎月開催される他、随時必要に応じて開催されます。

【リスク管理本部】

- ・運用本部から独立した立場で、運用本部が管理するポートフォリオのリスクについて、予め定められた方針の通り運用されているかを監視します。
- ・投資運用に係るリスクに関して異常や問題を発見した場合、速やかに運用本部、最高経営責任者及び法務コンプライアンス本部に報告し、関係部署と協力して対応策を策定します。

【運用本部 投資判断部】

- ・クオンツ運用の改良のために必要なリサーチ業務を行います。
- ・運用モデル及びアルゴリズムの開発、研究を行います。
- ・投資政策委員会によって承認された運用方針等に基づき、クオンツ運用によるファンドの運用指図を行い、ポートフォリオの運用リスクを管理します。

【運用本部 運用管理部】

- ・投資判断部により作成された注文に従い、最良執行方針に基づき売買を実行します。

上記の意思決定機構は、2021年10月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社である株式会社sustenキャピタル・マネジメントは投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

2021年10月末現在における、委託会社の運用する証券投資信託は追加型株式投資信託3本、合計純資産総額は1,775百万円です。

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である株式会社sustenキャピタル・マネジメント（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）の財務諸表ならびに当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。

なお、委託会社は2019年7月4日に設立され、2020年6月26日に金融商品取引業の登録を行っております。従って、前事業年度（自 2019年7月4日 至 2019年12月31日）の財務諸表については、監査法人による監査報告書はございません。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)			
	注記番号	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		92,626	49,016
有価証券		-	231,545
前払費用		699	2,780
未収入金		-	2,003
未収消費税等		503	4,500
流動資産合計		93,829	289,845
固定資産			
有形固定資産			
器具備品	1	1,542	2,096
有形固定資産合計		1,542	2,096
無形固定資産			
ソフトウェア		-	492
無形固定資産合計		-	492
投資その他の資産			
長期差入保証金		1,089	4,072
長期前払費用		-	4,233
投資その他の資産合計		1,089	8,305
固定資産合計		2,631	10,895
繰延資産			
創立費		217	169
株式交付費		316	208
繰延資産合計		534	377
資産合計		96,994	301,118
負債の部			
流動負債			
預り金		127	538
未払金		-	690
未払費用		-	12,935
未払法人税等		120	2,419
流動負債合計		248	16,583
負債合計		248	16,583

(単位：千円)			
	注記番号	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
純資産の部			
株主資本			

資本金	61,000	220,000
資本剰余金		
資本準備金	44,316	185,649
資本剰余金合計	44,316	185,649
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	9,090	121,635
利益剰余金合計	9,090	121,635
株主資本合計	96,226	284,014
新株予約権	520	520
純資産合計	96,746	284,534
負債・純資産合計	96,994	301,118

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2019年7月4日 至 2019年12月31日）	当事業年度 （自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
営業収益	-	-
営業費用		
広告宣伝費	-	255
調査費		
調査費	-	460
情報機器関連費	750	4,200
その他の調査費	-	67
調査費合計	750	4,728
営業雑経費		
通信費	76	474
印刷費	-	11
協会費	-	1,797
諸会費	-	415
その他	-	357
営業雑経費合計	76	3,056
営業費用合計	826	8,040
一般管理費		
給料		
役員報酬	3,200	18,000
給料・手当	1,060	24,868
法定福利費	376	5,582
その他の福利厚生費	-	183
給料合計	4,636	48,634
旅費交通費	-	1
租税公課	37	4,754
不動産関係費		
不動産賃借料	907	3,306
その他の不動産関係費	78	874
不動産関係費合計	985	4,181
固定資産減価償却費	190	1,020
諸経費		
業務委託費	795	34,009

消耗品費	334	424
器具備品費	717	2,690
システム利用料	25	3,884
その他	385	6,432
諸経費合計	2,258	47,441
一般管理費合計	8,108	106,032
営業損失（ ）	8,936	114,073

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2019年7月4日 至 2019年12月31日）	当事業年度 （自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
営業外収益		
受取利息	-	1
助成金	-	2,003
雑益	-	2
営業外収益合計	-	2,007
営業外費用		
有価証券売却損	-	31
為替差損	-	1
創立費償却	24	108
株式交付費償却	9	48
営業外費用合計	33	189
経常損失（ ）	8,969	112,256
税引前当期純損失（ ）	8,969	112,256
法人税、住民税及び事業税	120	290
当期純損失（ ）	9,090	112,546

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2019年7月4日 至2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	20,000	5,000	5,000	-	-	25,000	-	25,000
当期変動額								
新株の発行	41,000	39,316	39,316	-	-	80,316	-	80,316
当期純損失（　）	-	-	-	9,090	9,090	9,090	-	9,090
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	520	520
当期変動額合計	41,000	39,316	39,316	9,090	9,090	71,226	520	71,746
当期末残高	61,000	44,316	44,316	9,090	9,090	96,226	520	96,746

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	61,000	44,316	44,316	9,090	9,090	96,226	520	96,746
当期変動額								
新株の発行	159,000	141,333	141,333	-	-	300,333	-	300,333
当期純損失（ ）	-	-	-	112,546	112,546	112,546	-	112,546
当期変動額合計	159,000	141,333	141,333	112,546	112,546	187,787	-	187,787
当期末残高	220,000	185,649	185,649	121,635	121,635	284,014	520	284,534

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

器具・備品 3～5年

無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用 均等償却によっております。なお、主な償却期間は5年であります。

３．繰延資産の処理方法

創立費 5年間の均等償却によっております。

株式交付費 3年間の均等償却によっております。

４．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）

・「収益認識に関する会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

（１）概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（２）適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用方針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

（１）概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用方針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改定され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

（２）適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

（１）概要

関連する会計基準の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

（２）適用予定日

2021年12月期の期末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

（１）概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

（２）適用予定日

2021年12月期の期末より適用予定であります。

（貸借対照表関係）

１．有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
器具備品	190	1,196

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年7月4日 至 2019年12月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,500,000	-	-	2,500,000
S種優先株式（株）	-	373,563	-	373,563
合計（株）	2,500,000	373,563	-	2,873,563

（変動事由の概要）

S種優先株式の発行による増資 373,563株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式数				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとし ての 新株予約権	-	-	-	-	-	520
合計		-	-	-	-	520

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,500,000	-	-	2,500,000
S種優先株式（株）	373,563	-	-	373,563
A種優先株式（株）	-	718,500	-	718,500
合計（株）	2,873,563	718,500	-	3,592,063

（変動事由の概要）

A種優先株式の発行による増資 718,500株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式数				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとし ての 新株予約権	-	-	-	-	-	520
合計		-	-	-	-	520

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っております。余資運用については、安全性の高い金融商品及び自社が運用する証券投資信託に限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

有価証券は、証券投資信託であります。証券投資信託は、市場価格の変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払金は、主に営業費用における調査費の未払額であります。

未払費用は、主に一般管理費の諸経費における業務委託費の未払額であります。これらはそのほとんどが１年以内の支払期日であるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

当社は、社内規程に基づき、リスク管理本部が市場価格の変動リスク及び為替変動リスクの管理を毎日行っております。

信用リスクの管理

当社は、社内規程に基づき取引先の選定を行い、担当部署が定期的に取り先の財務状況等を把握することに努め、その信用リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）を参照のこと）。

前事業年度（2019年12月31日現在）

（単位：千円）			
	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
（１）現金・預金	92,626	92,626	-
資産合計	92,626	92,626	-

（注１）金融商品の時価の算定方法

（１）現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)

現金・預金	92,626	-	-	-
-------	--------	---	---	---

当事業年度（2020年12月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	49,016	49,016	-
(2) 有価証券	231,545	231,545	-
資産合計	280,561	280,561	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券

証券投資信託については、基準価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	49,016	-	-	-

（有価証券関係）

1．売買目的有価証券

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
事業年度の損益に含まれた評価差額	-	33

（ストック・オプション等関係）

1．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

（1）ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	天笠 勝（注1）
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 520,000株
付与日	2019年10月21日
権利確定条件	（注2）
対象勤務期間	期間の定めはありません。

権利行使期間	自 2019年10月25日 至 2029年10月20日
--------	--------------------------------

（注１）

本新株予約権は、天笠勝氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点に受益者として指定された者に交付されます。

（注２）

本新株予約権者は、権利行使時においても、当社又はその子会社若しくは関連会社の取締役、執行役、監査役若しくは従業員又は外部協力者のいずれかの地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が行使を認める正当な理由がある場合はこの限りではありません。

当社の株式につき、金融商品取引所への上場がなされ、または買収が決定されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできません。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではありません。

（２）ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第１回新株予約権
権利確定前（株）	
前事業年度末	520,000
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	520,000
権利確定後（株）	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第１回新株予約権
権利行使価格	20円
行使時平均株価	-
付与日における公正な評価単価	-

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、本源的価値の見積りによっております。なお、本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、簿価純資産方式等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算出を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

- 千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注1)	-	33,718
その他	-	652
繰延税金資産小計	-	34,370
評価性引当額		
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	-	33,718
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	652
評価性引当額小計	-	34,370
繰延税金資産合計	-	-

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	-	-
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

当事業年度(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	33,718	33,718
評価性引当額	-	-	-	-	-	33,718	33,718
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度

当事業年度

(2019年12月31日)

(2020年12月31日)

法定実効税率	-	-
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		
住民税均等割	税引前当期純損失であるため	税引前当期純損失であるため
評価性引当額の増減	注記を省略しております。	注記を省略しております。
その他		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	-

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社の事業セグメントは、投資一任サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度(自 2019年7月4日 至 2019年12月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

サービス提供を開始しておらず営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

サービス提供を開始しておらず営業収益がないため、該当事項はありません。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

サービス提供を開始しておらず、該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

サービス提供を開始しておらず営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

サービス提供を開始しておらず営業収益がないため、該当事項はありません。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

サービス提供を開始しておらず、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年7月4日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額(円)	6.36	0.00
1株当たり当期純損失()(円)	3.52	34.11

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していません。

（注2）1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年7月4日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純損失（ ）（千円）	9,090	112,546
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 当期純損失（ ）（千円）	9,090	112,546
普通株式の期中平均株式数（株）	2,582,555	3,299,558
うち普通株式	2,500,000	2,500,000
うちS種優先株式	82,555	373,563
うちA種優先株式	-	425,995
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 (普通株式 520,000株)	新株予約権 (普通株式 520,000株)

（注3）1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
純資産の部の合計額（千円）	96,746	284,534
純資産の部から控除する金額（千円）	80,836	284,534
うちS種優先株式	80,316	-
うちA種優先株式	-	284,014
うち新株予約権	520	520
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	15,910	-
1株当たりの純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式数（株）	2,500,000	2,500,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

	注記番号	当中間会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		682,282
顧客分別金信託		50,000
未収運用受託報酬		685
その他	2	17,897
流動資産合計		750,866
固定資産		
有形固定資産	1	2,288
無形固定資産		408
投資その他の資産		38,146
固定資産合計		40,843
繰延資産		3,128

資産合計		794,837
負債の部		
流動負債		
預り金		17,134
未払金		1,311
未払費用		14,550
未払法人税等		3,115
その他		2,080
流動負債合計		38,191
負債合計		38,191
純資産の部		
株主資本		
資本金		540,000
資本剰余金		
資本準備金	465,847	
資本剰余金合計		465,847
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	249,722	
利益剰余金合計		249,722
株主資本合計		756,126
新株予約権		520
純資産合計		756,646
負債・純資産合計		794,837

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
営業収益		
運用受託報酬		3,593
その他営業収益		35
営業収益合計		3,629
営業費用		44,937
一般管理費	1	95,027
営業損失 ()		136,336
営業外収益	2	9,002
営業外費用		278
経常損失 ()		127,612
税引前中間純損失 ()		127,612
法人税、住民税及び事業税		475
法人税等合計		475
中間純損失 ()		128,087

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	220,000	185,649	185,649	121,635	121,635	284,014	520	284,534
当中間期変動額								
新株の発行	320,000	280,198	280,198	-	-	600,198	-	600,198
中間純損失（ ）	-	-	-	128,087	128,087	128,087	-	128,087
当中間期変動額合計	320,000	280,198	280,198	128,087	128,087	472,111	-	472,111
当中間期末残高	540,000	465,847	465,847	249,722	249,722	756,126	520	756,646

注記事項
（重要な会計方針）

- 有価証券の評価基準及び評価方法
売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）
- 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
器具・備品 3～5年
無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に
基づく定額法によっております。
均等償却によっております。なお、主な償却期間は5年であります。
- 繰延資産の処理方法
長期前払費用 5年間の均等償却によっております。
創立費 3年間の均等償却によっております。
株式交付費
- 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（中間貸借対照表関係）

- 有形固定資産の減価償却累計額

（単位：千円）

当中間会計期間 （2021年6月30日）	
有形固定資産合計	1,507

- 消費税等の取扱い
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

- 減価償却実施額

（単位：千円）

当中間会計期間 （自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）	
有形固定資産	609
無形固定資産	84

2. 営業外収益のうち主要なもの

（単位：千円）

当中間会計期間 （自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）	
有価証券売却益	2,002
補助金収入	7,000

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

- 発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	2,500,000	-	-	2,500,000
S種優先株式（株）	373,563	-	-	373,563
A種優先株式（株）	718,500	-	-	718,500
B種優先株式（株）	-	633,789	-	633,789
合計（株）	3,592,063	633,789	-	4,225,852

（変動事由の概要）

B種優先株式の発行による増資 633,789株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数				当中間会計期間末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	520
合計		-	-	-	-	520

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照のこと）。

当中間会計期間（2021年6月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
現金・預金	682,282	682,282	-
資産合計	682,282	682,282	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

1．セグメント情報

当社の事業セグメントは、投資一任サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2．関連情報

当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

（1）製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間
（自 2021年1月1日
至 2021年6月30日）

1株当たり純資産額（円）

-

1株当たり中間純損失（ ）（円）

34.21

（注1）潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

（注2）1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当中間会計期間

中間純損失()(千円)	128,087
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純損失()(千円)	128,087
普通株式の期中平均株式数(株)	3,743,756
うち普通株式	2,500,000
うちS種優先株式	373,563
うちA種優先株式	718,500
うちB種優先株式	151,693
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に 含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 (普通株式 520,000株)

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 事業譲渡又は事業譲受
該当事項はありません。
- (3) 出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。

- (4) 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが
 予想される事実
 該当事項はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
みずほ信託銀行 株式会社	247,369百万円 (2021年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、 金融機関の信託業務の兼営等に関する法 律（以下「兼営法」といいます。）に基 づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社日本カ ストディ銀行	51,000百万円 (2021年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、 兼営法に基づき信託業務を営んでいま す。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

当ファンドは、委託会社である株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメントが販売会社
 としての役割を兼ねています。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・処分、信託財産の計算、信託財産に関
 する報告書の作成等を行います。

< 再信託受託会社 >

受託会社との間で締結された信託契約に基づき、受託会社の業務の一部について、再受託し
 ます。

(2) 販売会社

当ファンドは、委託会社である株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメントが販売会社
 としての役割を兼ねており、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見
 書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行いま
 す。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

委託会社である株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメントが販売会社としての役割を
 兼ねています。

第3 【その他】

- (1) 目論見書とは、交付目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）および請求目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）の総称で、別称として、それぞれ「投資信託説明書（交付目論見書）」および「投資信託説明書（請求目論見書）」と称することがあります。
- (2) 目論見書の表紙等に、以下の事項を記載することがあります。
- 商標、ロゴ・マーク、写真、イラスト、図案およびキャッチコピー
 - 金融商品取引法に基づく目論見書である旨
 - 目論見書の使用開始日
 - ファンドの形態
 - 委託会社の名称、設立年月日、本店の所在地、金融商品取引業者登録番号
 - 請求目論見書の閲覧、請求に関する事項
 - 信託財産は、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられている旨
 - 有価証券届出書の提出日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - 有価証券届出書の提出日および当該届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す事項
 - ファンドの略称
- (3) 目論見書に、以下の趣旨の文言の全部または一部を記載することがあります。
- 投資信託は、株式、債券等の値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
 - 投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - 当ファンドは、投資者保護基金の補償対象ではありません。
 - 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
 - 投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
 - 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。
 - 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。
 - 投資信託の取引に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。
- (4) 投資信託約款の重要な事項を交付目論見書に掲載し、投資信託約款の全文を請求目論見書の巻末に掲載します。
- (5) 請求目論見書を含む当ファンドの詳細な情報や最新の運用実績は、委託会社のホームページで閲覧またはご確認いただけます。
- (6) 有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。グラフ、図表等に使用する当ファンドに関するデータは、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- (7) 当ファンドにおける課税上の取扱いとは株式投資信託となります。

独立監査人の監査報告書

2021年3月29日

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社sustenキャピタル・マネジメントの2020年1月1日から2020年12月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社sustenキャピタル・マネジメントの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2019年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、監査されていない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、

その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年12月8日

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル債券ポートフォリオ（B）の2020年10月9日から2021年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル債券ポートフォリオ（B）の2021年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、株式会社sustenキャピタル・マネジメント及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

株式会社sustenキャピタル・マネジメント及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、

その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年9月29日

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤志保

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社sustenキャピタル・マネジメントの2021年1月1日から2021年12月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社sustenキャピタル・マネジメントの2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、

その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。